

第 81 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：令和 6 年（2024 年）10 月 29 日（火） 10 時～12 時

場 所：鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室

出席委員：飯田晶子委員、入江彰昭会長、岩田晴夫委員、押田佳子会長職務代理、表雅子委員（オンライン出席）、松行美帆子委員（オンライン出席）山内政敏委員

事務局：古賀都市景観部長、田中都市景観部次長兼次長、若林都市景観課長、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）、（企画課長は担当者が代理出席）

田中次長：本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより、第 81 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。本日は、新たな任期のもとで開催される最初の緑政審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は、事務局のみどり公園課を所管しております田中と申します。よろしくお願いいたします。はじめに、松尾市長より、ご挨拶をさせていただきます。

松尾市長：（松尾市長挨拶 省略）

田中次長：本日は、会議に先立ち委嘱式を行います。委嘱式は、令和 6 年 1 月 23 日の任期が始まる日に執り行うのが正式と存じますが、審議会の開催に合わせて、本日、行うこととさせていただきました。これから、市長が、各委員の席に委嘱状をお持ちしてお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

（委嘱式）

田中次長：委員の皆様、よろしくお願いいたします。本日、オンライン参加、及び欠席の委員については、あらためて、事務局から委嘱状をお渡しするようにいたします。なお、市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。続きまして、大変恐縮ですが、委員の皆様から一言ずつ、自己紹介をしていただきたいと思います。ご発言の際には、マイクのご使用について、ご協力よろしくお願いいたします。お手元に、委員名簿を準備させていただきましたので、ご参照くだされば幸いです。それでは、飯田委員から順に入江委員の方へお願いいたします。

（委員挨拶 省略）

田中次長：ありがとうございました。続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(課長以上職員紹介)

田中次長：引き続き、審議会を進めてまいりたいと思います。会長が選出されるまでの間、都市景観部古賀部長が議長を務めます。

古賀部長：会長の選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。事務局から、委員の出席等について、報告をお願いいたします。

田中次長：まず、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際、マイクの使用に、ご協力をお願いいたします。また、議事録作成のため IC レコーダで録音させていただきますので、ご承知おきください。本日は、植木委員、佐藤委員、上村委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしてございます、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項にしたがい、審議会が成立していることを報告いたします。なお、お手元にお配りしています事務局名簿の職員が出席しております。

古賀部長：続きまして、本日の次第は、『会長選出及び会長職務代理の指名』、『審議事項』として、「会議の公開について」、「前回審議会会議録の確認」、『審議及び報告』として、「令和 5 年度緑政実績について」、『その他報告事項』としています。この次第に沿って会を進めます

1 会長の選出及び会長職務代理の指名

田中次長：次第 1 の会長の選出及び会長職務代理の指名をお願いしたいと思います。まず、会長の選出ですが、緑政審議会規則第 2 条第 1 項において、委員の互選によってこれを定めることになっていますが、いかがいたしましょうか。

岩田委員：引き続き入江委員にお願いできれば一番よろしいかと思います。ぜひお願いしたいです。

古賀部長：ただ今、岩田委員から入江委員をというご発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし。入江委員承諾。)

古賀部長：入江委員がお受けいただけるということですので、会長を入江委員に決定させていただきます。早速ですが、会長席にお移りいただき、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

入江会長：ご指名いただきました入江でございます。よろしくお願いいたします。それでは、次第に従い、会長職務代理の指名を行った後に審議に入りたいと思います。会長職務代理につきましては、審議会規則第 2 条第 3 項で、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっています。私といたしましては、押田委員に、引き続き会長職務代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

押田委員：引き続き、僭越ながら引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江会長：ありがとうございます。それでは、押田委員に会長職務代理をお願いすることにしていただきます。今回から、新しい任期で審議会がスタートしたことになります。この緑政審議会としましても、緑の基本計画に沿ったより良い施策展開が図れるように、施策実現性を踏まえた積極的な議論をしていきたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

2 審議事項及び報告事項

(1) 会議の公開について

入江会長：次に、資料の確認と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

田中次長：本日の会議資料についてご説明いたします。審議事項に関する資料として、資料1は前回の会議録、審議、又は報告に関する資料として、資料2、3を配付しています。続いて、会議の公開について説明いたします。本日の会議は、お手元にお配りしている、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、全ての議題を公開することとしたいと考えております。また、資料につきましては、「同要領」に基づき、ホームページへの掲載等により公表することとしています。ただし、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを、規定しております。このことを踏まえまして、会議の公開について、ご確認ください。

入江会長：本日の資料について、事務局から説明がありました。鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領に基づき、全ての議題を公開としたいとのことですが、このことを踏まえて、ご意見ございますか。

(全員了承)

会長：それでは、会議を公開とし、議事を進めさせていただきます。続きまして傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

田中次長：10月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、1名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室を許可することとします。

(傍聴者1名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。
また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

(2) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

田中次長：前回会議録につきましては、資料 1 をご覧ください。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、各委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録につきましてはいかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料により前回の審議会の会議録を確認し、確定といたします。

(3) 令和 5 年度緑政実績について

入江会長：それでは、次第 2 の(3)「令和 5 年度緑政実績について」、事務局から説明をお願いします。

田中次長：議題 (3)「令和 5 年度緑政実績について」報告します。資料 2 をご覧ください。
この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告し、毎年公表しているものです。本書は、事業実績を報告すること以外にも、計画の進行管理書としての性格が位置付けられており、本書において、計画の実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、案をまとめましたので、本日の審議会では委員の皆様のご意見をいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。はじめに、12 ページをご覧ください。本市では、緑の基本計画を実現する上で特に重要と考えるテーマをリーディング・プロジェクトとして設定し、目標と取組を定めて PDCA サイクルであるグリーン・マネジメントを実践することとしています。リーディング・プロジェクトとして設定した「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」の 3 つのテーマには、それぞれ計画指標を定めています。これらの数値の動向を検証して、計画の実現に向けた施策へ反映する、計画指標には具体的な目標数値を定めていませんが、数値を上向きに推移させていくことを目指す、としています。令和 4 年度の本審議会における説明では、令和 5 年度以降に、計画指標に掲げた項目について、評価を行うとしていましたが、今年、評価作業の過程で、指標のあり方な

どに課題があると考え、今回は評価ではなく「コメント」を記載する、という形としました。この後説明します、評価項目について、次回の見直しの際に参考とさせていただきますため、委員の皆様からのご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、内容について、担当係長から説明します。

後藤係長：引き続き、「鎌倉市のみどり」について説明いたします。資料 2 の 2 枚目、「目次」をご覧ください。本冊子は大きく二部構成としており、ローマ数字の「Ⅰ」が「緑の基本計画の概要」、「Ⅱ」が「計画推進の取り組みと実績」としております。本日は、時間の都合もございますので、各部から主な部分を抜粋して説明いたします。

はじめに、ローマ数字「Ⅰ」の「緑の基本計画の概要」について説明いたします。この章は、令和 3 年度に改定を行った鎌倉市緑の基本計画を基に掲載しています。12 ページをご覧ください。表では、令和 3 年度の実績を基準値としてその動向を矢印で示し、コメントを記載しました。「緑の質の向上」に対する取り組みとしては、市有緑地及び民有緑地での維持管理作業による健全な樹林地の増加、地域制緑地の指定や買入れで緑地が保全されることによる二酸化炭素吸収源の確保があり、概ね、着実に事業を進めてきたとのコメントとしています。なお、民有緑地維持管理助成事業については、後ほど詳細を報告しますが、指標とした樹林地面積は令和 3 年度と比較すると減少しているものの、本事業の利用者は増加しており、この結果から一件当たりの面積は小規模になっているように見えますが、実際は作業範囲の縮小は見受けられないため、指標の設定を再検討したい、としています。件数が増加していることから、制度の周知や活用は進んでいると言えます。13 ページ、「緑のネットワークの形成」に対する取り組みとしては、地域制緑地の指定、公園等の整備、まち並みの緑の奨励事業による接道部の緑化があり、概ね、着実に事業を進めてきたとのコメントとしています。14 ページに移りまして、「多様な連携と資源の利活用」に対する取り組みとしては、公園・街路樹・市民緑地愛護会や緑のレンジャー等による活動に対する支援、都市公園の遊具の撤去・設置による施設の更新等があり、概ね、着実に事業を進めてきたとのコメントとしています。審議事項といたします、リーディング・プロジェクトの評価についての説明は以上です。続きまして、実績の評価について報告します。16 ページをご覧ください。緑地指定等の目標については、施策の進展等に応じて更新することとしており、16 ページ「地域制緑地等の指定目標」、18 ページ「施設緑地の整備目標」は、現況欄には、令和 6 年 3 月現在の数値を掲載しています。20 から 21 ページに移りまして、「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」も、同じく、令和 6 年 3 月の状況を反映しています。続いて、25 ページから、ローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」について説明いたします。令和 5 年度に進めた主な事業について、抜粋して説明いたします。39 ページをご覧ください。「(3) 市独自の緑地保全等に係る制度等」

です。令和5年度実績、1点目をご覧ください。先ほど「緑の質の向上」の計画指標となる取り組みとして報告いたしました、「民有緑地維持管理助成事業」は、令和3年度に森林環境譲与税を活用した民有緑地の管理に対する支援として、既存の樹林管理事業や各種奨励金などの制度に加えて開始しました。この事業は、民有緑地を将来にわたり良好に保全するため、当該緑地の所有者などに対し、維持管理に要した費用の一部を助成するものです。40ページの表に移りまして、令和5年度実績は、助成件数が85件、実施面積が約28ヘクタールとなり、作業内容内訳としては、樹木の伐採が384本、剪定が452本などとなっています。こちらの表の修正をお願いいたします。令和4年度の実施面積が空欄となっていますが、16.01haとなっています。申し訳ございませんでした。39ページに戻りまして、令和5年度の実績の欄の、5点目にありますように、民有緑地への維持管理支援策の再構築については検討を進めてきており、来年度から支援制度の一つである樹林管理事業を民有緑地維持管理助成事業へ移行し、複数ある制度の集約を進めています。続きまして、43ページ「(4)緑地保全財源の確保等」をご覧ください。まず、「緑地保全基金」についてです。これは、緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るための財源となっており、基金を活用して緑地の確保や維持管理を行っています。令和5年度末の残額は、約1億5000万円となっており、ふるさと寄附金制度との連携や新たな募金サービスを導入して、寄附の増加に努めているところです。令和5年度の緑地保全基金への寄付額は、44ページの下の方のとおりで、合計、約4,000万円となりました。続きまして、森林環境譲与税についてです。令和5年度の譲与額は、上の表のとおり、1,905万円でした。森林環境譲与税の用途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されており、本市では民有緑地維持管理助成事業などの森林整備に活用しています。なお、令和6年度からは、森林環境税として国民から1人あたり年額1000円が徴収されており、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されるようになっていきます。続きまして、46ページ「(5)緑地の質の向上」をご覧ください。令和3年度までは「確保緑地の適正整備事業」として、管理不足などにより荒廃の恐れのある特別緑地保全地区の機能的・環境的な質を高めるための維持管理作業を実施してきました。令和4年度からは、「市民の身近な森づくり事業」として、引き続き、機能的・環境的な質を高める作業を実施し、災害リスクの低減効果も含めた緑地の質の向上をめざすものです。令和4年度及び5年度の実績は、常盤山地区のほか、梶原五丁目地区と寺分一丁目地区において、樹木の伐採や、緑地内部の光環境を改善するための刈払いなどの整備を実施しました。モニタリングの結果、常盤山地区では、植生の回復や野生鳥獣の利用の増加を確認しています。また、常盤山地区においては、今後、市民ボランティア等との連携・協力を得ながら維持管理作業を継続し、緑の質の向上を図りたいと考えおり、そのため、緑地の将来像を示し、管理の方針及び手法を市民及

び市が共有しながら、将来像の実現を図ることを目的とした「常盤山特別緑地保全地区 保全管理計画」を令和 5 年度に作成しました。なお、75 ページから、令和 5 年度の森づくり事業の概要報告を掲載していますので、合わせてご覧ください。

続きまして、49 ページからの「(6)都市公園等の整備」をご覧ください。既設の都市公園施設では、鎌倉市公園施設長寿命化計画に基づいて、施設の修繕や更新などを実施しています。街区公園では、令和 4 年度に 16 公園で、令和 5 年度に 18 公園で老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。51 ページに移りまして、総合公園では、令和 5 年度に鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にインクルーシブ広場を設置しました。この広場の設置は、本市が目指す共生社会の推進につながる公園整備として、鎌倉海浜公園を選定し整備したものです。遊具の選定にあたっては、令和 4 年度に市民アンケートを行いました。なお、この資料の表紙として掲載している写真は、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区のインクルーシブ広場です。

続きまして、64 ページの「(13)緑化推進団体等の育成と連携」、69 ページの「(14)緑の知識の普及」、73 ページの「(15)緑に対する意識の高揚」についてです。これらに関連するいくつかの事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、これに伴う市の財政状況のひっ迫のため、令和 2 年度から中止が続いていました。令和 5 年度は、中止していた「緑のレンジャージュニア」、「緑の学校」、「緑のポスターコンクール」、「緑化まつり」などを再開しました。90 ページをご覧ください。流域を踏まえた地域別の主な取組と実績です。91 ページから、各地域別の取組実績を、「緑地の保全」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「連携の推進」に分けて、記載しています。以上で報告を終わります。引き続き、12 ページから 14 ページの計画指標については、委員の皆様のご審議をいただき、それ以外の事業実績については、内容や進捗状況などご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

入江会長：この案件につきまして、12 ページから 14 ページまでは審議事項として、それ以外の事業の実績については報告事項として、分割して委員の皆様からご意見等いただきたいと思います。

まず、審議事項の 12 ページから 14 ページについて、緑の基本計画においてはグリーン・マネジメントの取り組みとして、リーディング・プロジェクトとして指標を設定し評価を行うこととなっております。今回、事務局から令和 3 年から 5 年にかけての取組実績においてコメントを付していただいております。今後、「鎌倉市のみどり」は公表されていくということもあり、評価は大変重要な事項でもあると思いますが、審議事項という形でコメントをいただければと思っております。いかがでしょうか。

押田会長職務代理：まず、そもそも、この箇所を審議でお願いした経緯をお話させていただきます。元々は 12 ページから 14 ページまで、「評価」という形で表していただい

ていたのですが、「指標」があり「過去の実績」がある中で、そもそもどこをもって評するのかがよく分からなかったというところと、冒頭に、「計画指標の数値を上向きに推移させていくことを目指します。」とありますが、これは無尽蔵にどこまでも上を目指すのか。やはり達成の目標値はある程度あった方が、現場の方々のモチベーションにも繋がるのではないかと思ったので、特に今回は緑の基本計画が新しくなってから初の冊子でもありますので、慎重に議論すべきと考え、発言させていただいた次第です。

入江会長：12 ページから 14 ページについて、審議事項とするというお話がありましたが、改めて、評価項目や数値目標についてなどについて、ご意見いただければと思います。

例えば、二酸化炭素の吸収量が増えることが質の向上だと掲げられていますが、CO₂ の固定や吸収についてはもちろん大事ですが、個人的には、それだけでいいのかなと思っているところもあります。

グリーンインフラという視点で考えるならば、飯田委員が専門でご研究されていると思いますが、緑地が確保されている面積によって、どれくらい雨水貯留や雨水浸透が可能となっているかなど、地形や流域によっても変わるかと思いますが、そういった視点の数値目標や評価軸があってもいいのではないかな。また、岩田委員がご専門の、生物多様性という視点で考えるならば、ネットワークされることによる、コリドーや種の多様性への影響のような指標があってもいいのではないかな。あるいは、グリーンインフラという形で 1 つのテーマを掲げて、またグリーン・マネジメントという形で、量から質へ、ということをこれまで掲げてきていますが、そういったマネジメント面に重きを置きながらも、数値目標や評価軸を掲げてもいいのかと考えております。

最近では公園 DX という形で、デジタルトランスフォーメーションを活かすという動きもあります。その中で、市民との連携のような形で、公園のアプリを使って市民との活動をマッチングするようなことも各所で行われ始めています。山内委員がこれまでやられてきたような、緑のレンジャー制度のようなものも、市民の方々から「ここの緑の管理について困っている」等の投稿があり、それに対してマッチングしていくなど、新たな評価の項目なども考えてもいいのかもしれない。その辺りについても、意見などいかがでしょうか。

飯田委員：指標について申し上げる前に確認させてください。緑の基本計画を策定する時に KPI を議論したと思うのですが、緑の基本計画 100 ページとの対応を確認したいです。ここで指定したもので計算したということでしょうか。緑の基本計画では、100 ページの内容を計画指標としたけれども、内容をアップデートしていてもいいのではないかな、という前提で、議論を申し上げてよいのでしょうか。

入江会長：そうです。

飯田委員：分かりました。指標について3点あります。1点目は、入江先生のおっしゃった雨水の観点を入れていただけるとありがたいと思います。浸透量や、その逆の流出削減できた量がどれぐらいなのか。つまり、下水道に流さなくてすんだ量がどれぐらいなのかということです。下水道施設への負荷の軽減に直接的に繋がり、大きな経済的なコストの削減にも繋がるはずなので、分かりやすい数字ではないかと思います。2点目は、二酸化炭素吸収源のところで出していただいている数字についてです。2種類出していただいているのですが、分けた理由が分からなかったのも、なぜ分けたのかを聞きたいです。市全体の緑として、どれぐらい二酸化炭素の排出量の削減に繋がっているのか、というような数字の方が分かりやすいかと思いますが、この2つに分かれている数字をどう解釈したらよいでしょうか。

後藤係長：鎌倉市の基本計画の95ページになります。両方とも国土交通省で出しております、低炭素まちづくり実践ハンドブックを活用し、そこから数値を出しているものです。最初の方の地域制緑地に関しては②の係数を使っており、それは、低炭素まちづくりハンドブックの方に、「地域制緑地があてられている場合は、この数字を使うように」という条件が出されているため、そのようにしています。また、公園緑地を整備することによる二酸化炭素吸収量については、95ページ表4-1の④の係数を使っております。

飯田委員：④は、新しく高木植栽をした場合や、新しく緑地を整備した場合に、新しく面積が増えるので、若い木が植えられているので、15.73トン/ha吸収するということだと思いますが、この式だと、新しく整備した部分以外にも係数を掛けているようです。④の係数は、新しく作られた公園に対して掛けて、そうでない既存の部分に関しては、緑地の保全の係数を掛けるのが正しいと思います。

後藤係長：承知いたしました。

飯田委員：吸収量について、分けてもいいですが、その内訳は係数によって異なりますし、どういう緑地のタイプかによって異なりますが、総体としては、鎌倉市のCO2吸収量はこれですという出し方が分かりやすいのかと思いました。そして内訳を見ると、特別緑地保全地区はいくつで、都市公園はいくつで、といった書き方もいいかもしれません。これは発展的なことですが、説明に、樹木の本数の把握が難しいためとありますが、いずれ技術的にも金銭的にも可能になるはずです。ここに入っていない街路樹や民有地の緑が計算できてないのはもったいないので、包含するかたちで、樹木単位での計算というのに将来的には移行できるといいと思います。3点目は、(2)の緑のネットワークの形成の2点目で、「市民等が利用する公園等の整備を進めます。」の部分です。基本的には面積で評価していいとは思いますが、公園に対するアクセス性の公平性という観点からいえば、例えば、に300㎡以上500㎡以下等、一定の面積の基準を設定して、徒歩500m圏内に都市公園がある市民の割合など、単に面積だけではなく、アクセス性の公平性のようところが

できると、そこにアクセスできないエリア、いわゆる公園空白区域の特性を表すことにも繋がり、そこに対する対策を、という施策にも繋がっていくと思うので、改善するとしたらそういった方向性もあろうかと思いました。

入江会長： 3 つご提案いただきました。それを踏まえて他の方、いかがでしょう。

岩田委員： まず、緑の基本計画を改定する際に、緑の質についてどのような考え方をするのか、河川ごとの流域の計画についてなど、具体的な作り込みは時間が無くてできていなかったのですが、今、話に挙がったところに関していうと、まず、基本計画 100 ページの、計画指標をまとめたところについてです。ここは、国の人間が作った指針や資料を参考にしてやるしかないということで、どうしても偏りがみられます。良い意味での偏りならいいのですが、鎌倉は緑の基本計画においても独自性が発揮されていますし、そのような意味から言うと、国の指針の延長上にはないのが現状かと思います。例えばどういう意味かという、100 ページの、明らかに樹林地から緑地っていうのがありますが、水系環境というのも重要で、河川という考え方を入れて面的に保全管理をしましょう、ということになっています。例えば、水系というのが一番、二酸化炭素を吸収する訳です。二酸化炭素は水に溶けやすいので、私はそれほど熟知してないのですが、自然の中でのサイクルから見ると、比較的、循環しやすいですし、どちらかというと施策として対応しやすい対象だと思います。また、水源関係では、水源の維持管理の指針と、公園化したところの池の管理ができていません。知識もなく池の水を抜くと、色々な問題がでてきます。樹林管理をしていて、鎌倉で落ち葉が 30cm 以上積もることはまずありません。ところが、池や沼地だと何十年、下手すると 50 年以上放置されていますので、ヘドロが 30cm、50cm、1m、2m と堆積しています。保全しているお寺の中の池など調べられればいいのですが、周りからの落ち葉などが溜まっていると思います。水深も、本来だったら 2m 以上の深さがあるものでも 20cm くらいになっています。そういうところで維持管理をしようとして水を抜くと、圧力や大気圧など、いろんなバランスがあって、中にいろいろなガスが溜まっているのが気化して出てきます。二酸化炭素だけではなく、温暖化への影響が二酸化炭素の 10 倍以上あるメタンガスや硫化水素も出てきます。有毒ガスで非常に問題のある物質ですが、池の水からそれがたくさん出る訳です。それは人間には検知できないので、素人が先ほど言ったようなことをすると、下手すると作業している人が倒れて死んでしまうリスクがあります。そのようなことも測定しながら、本当は手を入れなくてはいけないものですが、数値化までは誰もできていません。そうすると、数値化しないでどうやって明文化するかというのが我々の課題だと思っていますが、手をつけられるタイミングがなくて非常に申し訳ないです。少なくとも、ノウハウをまとめるところからやって、維持管理に繋げていくのが現実的なのかと思います。別の面から考えていただいて、先程、数値の方を検討し、ある程度数値化できないと評価はできません。

その辺は非常に大変かとは思いますが、多分私は、一生かかるような課題です。また、ぜひやりたいと思いつつできてないことは、生物多様性について明文化することについてです。前々回の改訂の時に、急遽、私が種の多様性について書いたのですが、種の多様性もあるし、環境の多様性もありますし、その辺が明文化できていません。本来の鎌倉が考えている生物多様性とはなんなのか。それから、私が提案させていただいたのは、種の地域性を見るということです。国が考えているものよりも遥に上のことを考えています。谷戸の部分を考えています。それについても明文化できていない。その問題もあります。それから、「緑のネットワーク」という言葉を簡単に使っていますが、具体的に何のことなのか、どこにも明文化していない。過去に、元福沢諭吉邸が宅地化されるときに、私のところに相談があり、自然環境を調査しに行ったとき、唯一、緑のネットワークのモニタリングをしたのです。多分それしか鎌倉市内でやったことはないと思うのです。いかに、緑のネットワークを検証するかという手法自体を、鎌倉市独自で持っていないのです。自然環境調査自体は竹内市長のときに実施したあと、鎌倉市内の22箇所で行いましたが、そのときに、手法などを整備する調査のベースラインを作りました。ですから、その次の段階の、ネットワーク、緑の質の部分をやっていかねばならない。これは我々の課題としてきちんと残しておかなければならないと思います。

入江会長：ありがとうございます。前々回から、生物多様性だとか種の多様性、そういったところの数値目標がなかなか設定できないということが一つの課題となっています。一方で、鎌倉市は流域を作っているのが一つの特徴でもありますので、何かしら、流域単位の評価を、ゆくゆくは評価軸としてやるのか、と考えるところです。

押田会長職務代理：先程、飯田委員の時にもありましたが、基本的には緑の基本計画の100ページ、101ページの計画指標に沿っていくということで、そこは承知しております。ただ、分かりやすさという面であった方がいいなと思うのが、例えば、(1) 緑の質の向上の計画指標の「危険木の伐採、枝払いの本数」のところで、記載の数は実際に実働した本数ですよね。このコメントのところに、市民要望に対応すると書いてありますが、ある程度「対象になるかもしれない」という元の母数は分かっているのか、と思いました。想定される危険木のうち、どれぐらい達成しているか等があると、単純に「本数が増えました」だけではなくて、どれぐらい対応できているのかが分かりやすいと思います。あともう1つ、同じような、実数だけではないところで解決できるのではないかと思ったのが、鎌倉市のみどり令和6年度版の14ページにあります、公園の老朽化対応のところ。機能の見直しや施設の更新を図った公園数とあり、単純に数を9、20、20と挙げていますが、これに関しては、更新をすると、次の年に更新対応になる公園数は減っていきますね。そして当然ながら今度は新たな老朽化対応箇所が出てくるので、これも何%ぐらい対応できたよというのがあると、単純に箇所数だけの話ではなく、達成度というのが見え

てくるのかと思います。指標の中では箇所数を出してはいますが、市として対応しなければいけないところに、どれぐらい迫りついているか、結局この表を他の方が見たときに、この本数が何を意味するのかというのが見えた方が、やっている内容のすごさというのが伝わるのではないかと思います。その辺り、持ち帰ってご検討いただけるといいかと思います。

入江会長：押田委員から、具体的にこうしたら目標も分かりやすくなるのではないかという話がありました。事務局いかがでしょうか。

田中課長：最初の危険木の件ですが、全体像、母数を出すことによって、実際その数に対して市がどれだけ対応できたかというのが見えた方がより分かりやすい、というお話だったと思います。正直言いましてその母数を把握するというのが、かなりハードルが高いのが現状です。

押田会長職務代理：把握している母数、現状で分かっている、要望が来ている母数のことです。調べれば分からなくもないけれども、今は大変だ、というお話であれば、市としてどれぐらい対応しなきゃいけないかを分かっているか、というのが一つあるのかなと思います。

田中課長：そこを把握するというのは難しいところがあるのですが、そこに向けて何かできることを、今、考えているところです。例えば、飛躍してしまって申し訳ないですが、ナラ枯れなどの情報を、衛星を使って把握できないかというのは、今やっているとところです。ただ、全部把握するというのはなかなか難しいところがあります。実際に今はどうしているかというと、要望が来たらそれに対してすぐ対応しているという状況です。押田委員がおっしゃったのは、要望が来ていて対応ができていないものがあるのではないかと、それをパーセンテージとして出すということでしょうか。

押田会長職務代理：来た要望に対しての対応だけではなくて、事前に危ないと市が認知しているものも両方合わせた数がどれぐらいなのか、ということです。当然ながら分かっているものもあると思うので。

田中課長：来年度その緑地の部分については、計画を見直すということになっています。今ご意見いただいた内容を踏まえながら、そういった数値が出せるようにやっていきたいと思っております。遊具については、緑地とは違って、使えないものや、あるいは、定期的に点検をしている中で使えない数量というのはある程度把握できておりますので、それはパーセンテージとして提示できるのかと思います。それは次回、検討していきたいと思っております。

古賀部長：遊具につきましては、公共施設再編計画に基づきまして、改修計画を10年単位で立てておりました。これが、毎年、点検をするたびに、計画の数値を上回る改修が必要になってしまう状況です。また、年々、法定の点検の項目が変更され、どんどん厳しくなっているという状況もあり、既に前倒しでの改修を何年も行ってい

ます。当初の計画が、現在は意味を成さない状況になっています。このため、必要な、当初予定していた遊具に加え、その前年に点検した遊具で不具合があったものについて、新たな改修が必要になるなど、雪だるま式に増えている状況です。特に戦後の住宅開発に伴い整備され、市に提供された公園において、ちょうど遊具の耐用年数を超えているという状況で、かなり、寿命が過ぎている遊具が雪だるま式に増えているような状況です。それに追いつくために、公共施設再編計画に無いものも、マンパワーと予算が許される範囲内で対応している現状であり、これはあと5、6年程度続けていけば、何とか改修されるのではないかと考えています。その後、計画を見直し、その計画に沿ってゆとりをもって対応できるようになると、おそらく、指標となり得るリストアップが更新されるようになりますが、現在では、そこまで手が回っていない状況です。

押田会長職務代理：現場の厳しい状況がよく分かりました。本当は、その厳しい状況も踏まえて、指標値が成り立っているのが理想ではあります。数値がわかれば、記載いただくことが希望ですが、どこまでとするのか、範囲の取り方が難しいとは思いますが。

古賀部長：危険木につきましても、状況を少し説明します。要望箇所数は、膨大な数になりますが、どうしても必要最小限の枝払いをしないと予算が足りない。そうすると、一旦、枝払いなどの作業をすれば終わりますが、必要最小限の作業としていきますので、樹木が成長するにつれて、すぐに要望が来てしまう。そのようにして、積みあがってきている要望の件数が多くあり、それに対して市が対応できてない。その数字が如実に出てしまう。今は、それに対して考えている方法がありまして、市有緑地全体を対象に、縁辺部の、倒木などの危険性が高いところを把握しようとしています。その範囲を把握する手法としてGISやデータベース化にしようとしています。そのような取組をしようとしているところです。

入江会長：緑地の維持管理について、様々な事情もあることが分かりました。

山内委員：計画指標としてCO2の削減が書かれています。CO2吸収は大切な指標ではあると思うのですが、係数を面積に掛けているだけなので、市民から見ると逆にわかりにくくなってしまっていると思います。単純に、緑地面積が増えたとか、公園が増えとかを見せた方が、市民としては分かりやすいと思います。それから、先ほど危険木があるとの話が出ましたが、多分、鎌倉市内にはたくさんあると思います。私達は切り通しのあるハイキングコースの巡回をしています。巡回の際には、倒木などがあるので、それを取り除く作業をしています。その数はこの指標には出てこないと思いながら説明を聞きました。そのような倒木が実際にあるので、市民にとっては非常に危ないと思っています。そのような危険木の存在が、何らかの形で数値に出てくるとよいと思いました。また、先ほどの目標値の話に関連して、緑の基本計画の100ページや101ページに書かれているようなもので、目標値が決められ

るものと決められないものに、区別ができるのではないかという気がしています。上限を設定することがいいのか、上向きの傾向があることがいいのか、その捉え方については、例えば市民が参加してくれるのは多いほうが良いとか、そうじゃない指標もあると思います。区別をつけながら、環境を整備していけばいいと思いました。

入江会長：目標は目標で、計画指標という形で掲げておいて、あとは、それ自身が、山内委員が言われたように、目標値が定められないものもあるのではないかというご意見です。事務局いかがでしょうか。

古賀部長：CO2 の件で、先ほど岩田委員からもお話がありましたので、少し補足いたします。CO2 の吸収を指標に使うかどうかにつきましては、庁内でも色々な議論があります。本当にこれが適切なのかというところも含めて、まだまだ議論が足りないというのが実感です。特に、先ほど市長から 30BY30 の話がありましたが、どちらかというと世界的な傾向としては、吸収よりも排出抑制に力を入れているようです。そのような、どちらかというと逆風の状況の中で、せっかくこの環境の指標として CO2 の吸収の分野になるということで、年間の実績を示す緑の基本計画の評価項目の中では、緑の質を向上させるという意味で、現状の緑の効用、例えば目を楽しませる、生活に潤いを与える、交流機能を持っているということのほか、環境の改善で役に立っているということを知らせるため、CO2 の吸収量として明示したらどうかという意見を踏まえて、緑の基本計画に載せています。このため、明確な指標としてはどうかというご意見もありますが、今までないところへ新しく緑地を設けて、それができるだけ増やすことができたというような、分かりやすさはありませんが、認知されて得る効果の実感という面で見るというよりも、PR に相当すると捉えていただければと思います。将来的には放置林や手入れの状況の悪い民有緑地なども、もし里山的な手入れをすると、緑の質の向上が図られて、それによって CO2 の吸収能力がアップする。そのような方向の指標に繋げていくような変更も、今後、検討の項目となると考えています。現状では、単純に数値を載せている形としていますが、10 年、20 年、50 年と、先を見据えたような形で、今後、この指標に関しましては、見守っていただきたいと思いますので、ご理解いただければと存じます。

飯田委員：一点、先ほどのコメントの修正と、別の観点からの意見を申し上げます。先ほど、雨水の流出抑制のところで、下水道施設での負荷の軽減について申し上げたのですが、鎌倉市は分流式だったので、下水道が合流式の場合と異なり、分流式であると下水道施設の中に流れこまないです。ですので、局地的大雨が降ったときのピークカット、すぐに河川に流れ込むのを遅らせる効果があるということで、修正をさせていただきます。もう一つの観点は、危険木に関して、事務局からの話を伺っていると、たくさんの量があるということで、本当にこれは大きな課題ではないかと

思いました。これは鎌倉だけではなく、緑がたくさんある自治体の共通する課題だと思います。指標の話ではありませんが、それに関連して、今、緑のレジヤーや市民の方と一緒に維持管理していく仕組みは、既に実施していることと思います。この方々の中にチェーンソーを使える方もたくさんいらっしゃると思います。今は多分、危険木に対しては、造園業者をお願いして、発注して管理していると思うのですが、それをうまく市民と一緒にやっていく仕組みがあるのではないのでしょうか。私に関わっている事例で、八王子市の市街化調整区域で、NPO 法人を、地域の方々と私のような外部の者が一緒に立ち上げて、そこでは、チェーンソー講習会も自分たちでやって、危険木の伐採などを自分たちでやっています。市をあまり介さないで、自分たちで管理している事例があります。多分、鎌倉にお住まいの方々にもそういったスキルを持った方がたくさんいると思うので、ある種の、樹木の管理を実施していくというやり方もあると思います。NPO が依頼される樹木を伐採することに対しては、市が若干の報奨金のようなものを、八王子の事例では出しています。これにより、NPO としてもちょっとした収入があつて、わざわざ市が遠方からの業者を呼ばなくても、地域の人たちでそれが管理できているという状況になっている。これも一つのやり方だと思います。もう一つ重要な視点は、「危険木」というような書き方をすると、あたかもすごく悪者みたいな感じを受けるのですが、やはり樹木は資源であつて、八王子での事例は伐採した樹木は無駄にせず、家具にしたり、子供食堂へそれを提供したり、そのような資源活用の活動とセットになって、その伐採などが行われています。そのようなやり方の方が、本来の緑としての価値を高められるのではないかと考えています。指標の改定に関するコメントではないですが、ゆくゆくは鎌倉でもそのような形で、市民と一緒にしながら、いわゆる危険木を管理して、でも、ごみとしては捨てず資源として活用する活動をしているので、参考までに報告しました。

入江会長：危険木というよりは、支障木という言い方がいいのかもしれません。先ほどの30BY30 もそうですが、里山管理をしている中で、やはり、中山間の農家の方々も道路にかかった支障木を管理している。それを、自分の家の薪ストーブの薪にしていたり、あるいは、まだ里山の方では薪のお風呂に入ったりするところもありますので、それを燃料にしたり。そのような形で暮らしの役に立てているという方も多数いらっしゃいます。そのことで考えると、資源循環としての視点となる指標が他にもあるかもしれません。それが先ほどの30BY30 に準ずるような指標になるのかもしれません。そのあたり、色々な鎌倉市の事例を聞いていると、私も、色々なエビデンスがまだ足りないと思います。造園分野や緑の分野から、もっとこの研究をしなくてはならないと。その技術づくりが必要だと実感するところです。そのようなことに、少しでもお手伝いができればと思います。オンラインで参加の松行委員、表委員はいかがでしょうか。

松行委員：会場の音があまりよく聞こえなかったので、今までの議論と的が外れているかもしれないのですが、今回、改めてこの実績の評価を、緑の基本計画自体を読み返してみますと、この３年間でかなり状況が変わったと感じました。その一つが、今までの議論でもあったと思うのですが、鎌倉市緑の基本計画を作った時に、私達が重要視している緑の機能が、現在、変わってきていると思います。例えば、近年の２年間は、夏がとても暑くなっていて、緑の冷却効果や、風を生む効果の重要性が高くなってきていると思うのですが、緑の基本計画ではあまりその機能が評価されていない。また、グリーンインフラの重要性が、この３年間でさらに高まってきていますが、そのグリーンインフラ的な多様な機能が、なかなか評価できてないということを感じました。さらに、昨日のまちづくり審議会でも話題にあがったのですが、民有地の開発が進んでいて、そのために緑のネットワークが劣化しているのではないかと感じています。民有地に関しては、13 ページの指標のうち、接道緑化の延長のプラスの方は、市の助成事業なので評価ができていても、開発されたところで、緑が無くなってしまったというような、マイナスの方は数値が出てこないため、なかなか評価が難しいと感じています。

入江会長：私も、そのあたりはヒートアイランドあるいはクールスポットを、という意味ではグリーンインフラとしての、そういった指標が、今後、項目を修正できていいのかと感じたところです。確かにこの３年ぐらいで、状況が大きく変わってきていますので、クールスポットはどこにあるか、あるいはクーリングの効果として尾根伝いの冷気が溜まっているようなところは鎌倉にたくさんありますので、その尾根伝いにある緑によって冷気が河川沿いに流れてくるような、風の道の効果もある。そのあたりが指標化できて、またそれが数値目標として掲げられるということになってくると、より緑のネットワークの効果も生まれてくるのではないかと感じているところです。そういったことに貢献できるような、指標やエビデンスが必要なかもしれません。また一方で、民有地の緑が減ってきている、減少しているのではないかというご指摘もありますが、事務局の方から補足説明などありますか。

古賀部長：都市景観部は、緑行政を所管すると共に、開発と土地利用関係の許認可業務を同時に所管しております。まちづくり審議会での議論も含めて、本日のご意見を聞いておりますと、非常に心苦しく、どうしたらいいのかというのが本音ではございます。もちろん、過去から鎌倉市は、緑行政として様々な開発の抑制に取り組んできたという経験があります。その中で、どうしても目の前に立ちはだかる壁としては、土地の財産権のことがございまして、これを古都保存法や、史跡指定のように、土地利用は全くできない、現状凍結的に保存をしてしまうと、どうしてもそれに見合う補償が必要になります。これは、どこまでが土地所有者、権利者の受忍限度になるのかというところが、様々な議論になると思うのですが、強い規制をかける

と、その補償として土地を買ったり、補償金としてお金を払ったりということがどうしても出てきてしまうので、そこが開発行政と緑行政の接点として非常に難しく、日々苦勞しているところです。特に、まちづくり審議会での議事となりました、鎌倉山の案件につきましては、調整区域内行為ということで議論になったようですが、元々、当初の鎌倉山の造成から現在に至るまで、幸いにもまち並みのかたちが残されているといえますか、宅地の部分もありますけども、ちょうど市街化調整区域の指定が続いているために、今のかたちを残しています。その市街化調整区域の枠組みの中で、保全をしていくという手法をとっているところす。それにプラスアルファといたしまして、風致地区にも入っていますので、その中で、鎌倉市独自の開発事業条例では、風致地区については、かなり厳しい開発の条件を付しています。加えまして、地域の連携として、元々、鎌倉山の町内会として住民協定があり、そこで最低敷地面積、いわゆる、区画を分割した場合に小さな狭小な敷地にならないような自主ルールを持っております。さらに加えて、神奈川県在市街化調整区域内での基準、さらに鎌倉市の開発事業条例での基準が、三つ合わさり、敷地の面積は 200 平方メートル以上とする、というかなり厳しい基準を設定しております。これは例えば比較しますと、市内の市街化区域の場合は、風致地区外ですと、最低敷地面積は 135～145、風致地区ですと 165 平方メートルを基本としていますので、かなり厳しい基準になっている。また、宅地造成の基準を持っていますので、そのような、いわゆる合わせ技で、鎌倉山でも風致、環境をなるべく後世に伝えられるように、残していこうという取組をしているところです。

山内委員：先ほど言い忘れがありました。CO2 に関連して、ボランティア活動をしていますと、やはり古い木を切って新しい木を植えていくことの指標が必要であると思います。これからは緑の質が問われると思っています。先ほど景観向上の緑の機能があるのご意見もありましたが、ヨットに乗って鎌倉市を由比ガ浜沖から見ると、すごく綺麗なのです。建築物等の高さ制限もされていて、戸建ての緑地があつて。そのようなものを、質を今後高めていくためには、新しいものに変えていくという、何かの指標もあつたらよいと思いました。

岩田委員：3 点ほどあります。まず緑の基本計画の 100 ページに関連した指標についてですが、二酸化炭素もよいとは思いますが、それ以外の視点として何を持ち込むかということです。一つのヒントとして、例えば、輻射熱を計測して、それをコントロールすることがあげられます。色々な環境ごとに輻射熱を計測して、例えば樹林については構成に違いがあるというような、新たな視点が出てくれば面白いと思います。

鎌倉の特性としては、南側が海に面しており、海風が吹きます。海があることによって、ある程度、輻射熱が緩和されるという効果があります。その辺の視点を取り入れて、鎌倉独自の指標が出てくるといいと思います。

それから、鎌倉市のみどりの 75 ページ以降の数ページに関してですが、生物多様性の話を掘り下げていけば、具体的な指標となる種の話をしなければならない。各論に入っていけばいくほど、実は、保護に反する話になってしまう。なぜかという、指標としてあげた虫や植物などは、逆に、マニアの密猟・盗掘の対象になってしまう。だから、そういうものはここに出せない。ここには出せないが、いろんな成果がたくさんあり、長年リーディング・プロジェクトとしてやっていることの成果として非常に重要だと思います。特に、例えば、緑の質についての試みなどは、評価の仕方ができますし、ボランティアとの関係もそうです。

また、ここには明記されていませんが、緑の質を考えるうえでは、単に面的に考えるだけでなく、ネットワークは大事なものです。樹林があればその空間構成がどうなっているかを考える必要があります。今、樹林の構成を調べてプロットしてもらっていますが、いろんな試みがものすごく必要になってしまうので、一朝一夕にはいかないというのが現場の感想です。着実に進んではいますが、長い目で見ていただければと思います。

それからボランティアの活動ですが、鎌倉の場合、地形の特性として急傾斜が非常に多い。特に危険木は、ほとんどが急傾斜にあって危険度が高く、ボランティアでは作業できないところが大半です。アクセスするための径路もありません。登れば崩れるようなところばかりですから、業者に頼む場合も多いと思います。私が知っている話として、台峯緑地の近くの民家に、樹林管理をしていたボランティアの方が落ちてきた事故がありました。やはりボランティアに任せられる範囲というのを、もう少しきちんとマニュアル化して確認しておかないといけない。

枯れ木の問題については、適正整備事業の中では、危険木でない限りはできるだけそのままにするようにしています。それは枯れた木によって独特の循環が生まれているからです。枯れた木にしか住まない生き物もいるからです。また、枯れた木を立たせておくことも必要です。寝かせてしまうとすぐに分解が進んでしまうからです。その辺のバランスをうまく取るにはどうしたらいいのかは、まだ試行錯誤の段階です。枯れ木の話で言えば、クチキコオログという日本で最大のコオログがいるのですが、鎌倉では私が子供のころはほとんどいませんでした。当時は、神奈川県では、真鶴半島と三浦半島の先端の城ヶ島などで見られた、海岸性を好む非常に大きなコオログなのですが、現在は鎌倉の大半のところにいます。海風とは関係がないようで、適正整備事業をやっている常盤山はそこら中にいます。枯れた木の中に住んでいるので、枯れた木が増えたせいなのかもしれませんし、温暖化の影響かもしれませんが、色々な影響があって、増えているのだと注視しています。

ボランティアに関連した話に戻りますが、市の方もなかなかそこまで手が回らないのかもしれませんが、緑の学校やシニアレンジャーの講座などは、さらにその上のレベルを設けるか、あるいは講座の内容について見直しが必要になってきてい

る気がします。山内委員はお詳しいと思いますが、シニアはどちらかというと樹林管理や維持管理の作業がメインになった講座が構成されている。私はジュニアの担当をしているが、ジュニアにはまず豊かな感性を身に付けてもらうようにしている。また、何かすると必ず影響があるので、それをモニタリングする。つまり、そういうものの考え方を身に付けてもらうようにして自然観察をしています。ですから、生物多様性とかモニタリングすることなども盛り込んだ、シニアの講座の構成にしてもらえるといいかもしれません。あるいは、修了者の方を対象とした、さらに上の研修会を増やせばいいと思っており、これが実現できたら良いと思います。

永井次長：以前、担当課長をしていたので今は違う立場なんですけれどもいろいろな先生方の議論を聞いていて、あまり事務局関係課長が評論家的なことを言うのもいかなものかなとは思いますが、元々令和4年の鎌倉市緑の基本計画の改定作業をしていた時期は、緑があるとがけ崩れや倒木が起こるから危険だ、というように、緑が悪者になりつつあって、それが次第に緑地保全は要らないのではないかという議論になっていくことを避けたいというのが当初の市の考えでした。このため、この計画指標について、また、リーディング・プロジェクトについても、危険なものを避け、手入れをして、安全なものにしていくことによって、将来的に、次のステップとして、「やっぱり緑があるといいね」と思われるように、そのところを目指すという議論があったと記憶しています。そのところと今、先生方にご議論いただいている、指標をもっと充実させるってところのバランスがとても難しいのだろうと思って、聞かせていただいていた。そのような意味で、ネットワークの話でいうと、松行先生からのお話にもありましたが、風致地区でやっていくことなのか、恒久保全で買収してでも保全していくところなのかというところのバランスだと思いますので、そのバランスを見ながら、リーディング・プロジェクトに掲げた方針、それに伴う事業、そして、この指標まで見直していく必要があるかどうか、そのような検討をしていくといいな、と思っています。

押田会長職務代理：この計画指標そのものについての皆様のご議論を通じて思ったのは、おそらく、この出した数値そのものに対しての増減だけで評価するという評価手法ではなくて、その指標そのものを我々も評価しつつ次のステップアップやバージョンアップに繋げていくということです。実は最初、この「コメント」と書いてあるところが、ダイレクトに「評価」として数字に対する評価となっていたのですが、しばらくはこの指標でいけるかどうかを見ながら、コメントの継続でやっていくのが妥当かなと思いました。そのうえで、数年後のバージョンアップをめざす。例えば、先ほどのお話の中で、危険木の数など、こういう形だったら出せそうだという話を事務局からいただいていますので、数字が出たからすぐに評価をする、というのではなく、将来的な見直しを見据えて、コメント形式を継続することが妥当か

と思った次第です。

入江会長：先生方から様々なご意見いただいたことを、12 ページ、13 ページ、14 ページの部分にできるだけ反映していきたいと思っておりますが、今、押田委員からお話がありましたけれども、数値目標にできるところと、コメントとしていくところがあるのかなと思います。そのあたり事務局と少し検討させていただきながら、この後、修正案をまとめていきたいと思っております。修正案をまとめていく際には、場合によっては、委員の皆様を確認するということも生じてくるかと思いますが、まずは私と事務局の方で少し具体的なものをつくらせていただいて、それを委員の皆さんにご相談させていただくこともあるかもしれません。そのときにはよろしく願いいたします。

押田会長職務代理：一点だけ、誤植がありまして、緑のネットワーク形成の一番上の丸の「緑の保全が確実に担保されている」ところの計画指標が、「適正な維持管理が行われた樹林地の面積（竹林を含む）」となっていますが、「歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の指定面積の合計」ですので、修正してください。

入江会長：今ご指摘があったのは、緑の基本計画の 101 ページの文言とこちらの 13 ページが違うということですね。

岩田委員：全体の構成の話になりますが、今回、おそらく見開きページの関係や章立ての関係だと思うのですが、メモのページが 3 ページか 4 ページあり、あまり印象が良くない感じがするので、いろいろな情報があるので、身近な、何か自然に関わるようなミニ情報を載せていくとか、鎌倉は結構危険な生き物もいるので、そういうのに出会ったときにどうするかとか、もう少し市民に役に立つ情報を載せてはどうでしょうか。写真が必要であれば協力します。

入江会長：表紙にあるこういったものを含めて、コラム的なものを少し入れたらどうか、ということですね。

それでは、審議事項の方はこれでおしまいにして、時間が少ないかもしれませんが、先ほど事務局から全体を通した説明がありましたけれども、16 ページ以降の通常の報告事項について、ご意見等いかがでしょうか。先ほど既に岩田委員の方からは、一部、文字が細かい部分があるというようなご意見もいただいておりますけれども、いかがでしょうか。

飯田委員：報告いただいたところでは一つ、それ以外で伺いたいことが二つあります。

報告いただいた中では、39 ページに保存樹林や保存生け垣などの推移が載っていたと思います。これを見ると指定数が減少してきていると感じるのですが、これは指定されたものが開発によって失われたのか、それと同時に新規の指定が増えないのか。減ってしまっている理由が少し気になるので教えていただけたらと思います。

後藤係長：先生がおっしゃるとおり、一つ目はやはり相続とか、土地所有者の変更とか、売却に伴う指定の解除というのが一つの理由としてあります。それと同時に新規指定の本数も少ないというような状況です。

飯田委員：この制度はあまり知られていないということでしょうか。

永井次長：保存樹林とか緑地保全契約の面積が減少していくのは、今、後藤が説明したような内容と、またこの制度は、緑地保全を最終的に完結させるまでのつなぎ策として指定しているところもあるので、緑地を買い入れるとか、都市公園として用地取得が済んだとなると、そこで民有地ではなくなるので、面積が減っていくのが正しいという側面もあります。そのように見ていただけるといいと思います。

飯田委員：わかりました。ありがとうございます。

それ以外の点についてですが、先ほど市長が 30by30 に触れられていましたが、鎌倉は自然共生サイトに認定できるような場所にあふれていると思うので、そのような展望があるのかということが気になっています。あともう一点は、緑の基本計画をつくるときに Park-PFI について少しだけ議題が上がって、結局、計画の中では位置づけなかったと思うのですが、つい先週末、藤沢市としては第 1 号の Park-PFI であるスケートボード場に行ったのですが、鎌倉も Park-PFI ができるポテンシャルがあると私は思っているの、その後どのようにお考えなのかというところを聞かせていただければと思います。

後藤係長：30by30 に関しですが、地域制緑地が指定されたところは 30by30 の基礎数値として計上できると理解しております。鎌倉市の場合は緑の基本計画に特別緑地保全地区の候補地がいくつか残っており、その指定を進めていけば、国の施策目標値に貢献できるようになると思います。民有地の方は、自然共生サイトに認定された面積が計上されるようになっていて、主に企業用地とか大規模な工場敷地とかが対象となってくると思います。

飯田委員：都市公園も含めて指定は様々です。都市公園の場合もあるし、都市公園と特別緑地保全地区と生産緑地とが一体になったようなエリアで指定する場合があります。大事なのは、今の時点では指定するメリットがまだ明確には感じられない状況ではあるけれども、ゆくゆくはマネタイズの問題とセットで緑のところにお金が流れるような仕組みになるようにということで、現在、制度設計がされています。先ほど基金の話にもありましたが、緑の維持管理にはお金がかかるという中で、これから制度がどう作られていくのかを眺めながらになるのかもしれませんが、マネタイズの仕組みとセットとなった暁には、結構使えるツールになる可能性があると思いますので、鎌倉は共生サイトに認定できるようなところにあふれていますので、調べていただくと良いと思います。もちろん都市公園も認定の対象になりますし、一つの新しいお金の流れ方が今後できるかもしれないので、しっかりやっていただければいいと思います。

Park-PFI は、緑の基本計画を策定する審議のときに何度か議題に上がったと思うのですが、鎌倉は観光の場所で、人の流れがたくさんある地域なので、企業さんと連携してマネジメントしていくということは、鎌倉であれば十分できるのかと思います。つい先日、藤沢市の Park-PFT を拝見したこともあって、鎌倉市としては、どう考えているのか。指定の動きはあるのかとか、サウンディング調査をかけるのかどうかとか、検討されていることはありますでしょうか。

田中次長：全く無いわけではありません。期限があるという中で、様々な制約があるとの状況があります。今後、検討していきたいと思います。

飯田委員：Park-PFI は本当に全国的には事例数がすごく増えていて、中には日本を代表する大企業が入っているようなところもありますけど、一方でローカルな企業が地域密着でやられているような事例もあって、それがすごく鎌倉にはフィットするのかと思います。鎌倉を愛している地域の企業って結構いらっしゃいます。そういう方々とマネジメントや新しいやり方を考えるということが鎌倉に合うかと思います。

岩田委員：先ほどの私の意見、提案に関連してなんですけれども、緑の基本計画の改定の際にペンディングになったところもあって、外来生物法への対応が神奈川県自体、遅れている影響で鎌倉市でも遅れています。ただ、独自にクリハラリスの対処ですか、現場レベルではがんばってもらっているのですが、先ほどの 3 ページぐらい余白がある部分に、鎌倉市内のワーストの外来生物などの一覧表を添付するなどしていただけると、かなり前進するので工夫していただけると良いと思います。よろしくお願いします。100 種類以上あります。

山内委員：「鎌倉市のみどり」の過去の冊子を見ていたら、緑政審議会の歴史や表彰の歴史などが全部抜けてしまっていて、それは何か意図があって抜いているのか、漏れているのか、何かありますか。

後藤係長：統計的な資料が載っている「資料編」のことだと思いますが、それは今回の実績をそのまま時系列でずっと積み上げているもので、本日の審議内容に直接関係するものではないと思うので省略させていただきましたが、「鎌倉市のみどり」が確定した際には、一緒にお送りしたいと思っています。

入江会長：オンラインで表委員、松行委員、ご意見等ありますでしょうか。

表委員：大変申し訳ないのですが、会場の音声がよく聞きとりづらく、今何を審議しているのかわからない状況です。今、何の審議をされているのかお伺いしてもよろしいですか。

入江会長：報告事項ということで、資料 2 の「鎌倉市のみどり」について、ご意見いただいているところです。

表委員：はい、わかりました、ありがとうございます。

入江会長：よろしいでしょうか。それではこの報告事項につきましては、審議を終了したい

と思います。審議会としては、報告事項を事務局から承ったということによろしいでしょうか。

それではこの議題については終了としたいと思います。

3 その他報告事項

(1) (仮称) 植木特別緑地保全地区の指定について

入江会長：続きまして、次第3になりますが、「(仮称) 植木特別緑地保全地区の指定について」ということで事務局からお願いいたします。

田中次長：その他、報告事項として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の候補地として
いる植木地区の指定について、経緯と今後のスケジュール等について、報告いたします。

後藤係長：本件は、鎌倉市緑の基本計画で候補地として位置づけており、昨年の本審議会で、指定区域（案）および考え方について報告を行い、ご了承をいただきました。その後、関係機関との協議を進め、今年度からは、都市計画法に基づく事務手続を進めてきたところです。

資料3をご覧ください。今回、都市計画決定を予定する、区域の計画図です。区域の精査にあたっては、基本的な考え方として、緑の基本計画の保全の方針に沿っていること、現状が樹林地であること、既存のマンションの区域や急傾斜防災工事箇所は除外すること、などとし、区域を設定し、面積は約3.0haとなります。

理由書をご覧ください。上位計画である、「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる整開保）、鎌倉市都市マスタープランにおける記載内容とも整合し、鎌倉市緑の基本計画においては、「市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保するため、特別緑地保全地区を指定する方針としている」ことから、特別緑地保全地区を定めるとしました。

続きまして、現在までの都市計画決定手続の状況について、説明します。都市計画法の規定に基づき、令和6年7月に神奈川県との協議を終了しました。その後、7月23日から8月6日までの2週間、同法に基づく縦覧及び意見書の受付を行いました。縦覧者、意見書の提出は、共にありませんでした。明日、10月30日に開催する都市計画審議会において付議することとしており、可決をいただいた後、都市計画決定の告示が行われる予定です。本件につきまして、委員の皆様のご理解のもと、都市計画審議会の付議まで事務を進めることができ、あらためて感謝申し上げます。報告は以上となります。

入江会長：ただいまの説明につきまして、昨年まで、審議会の方へ報告をいただいていたと思いますけれども、都市計画決定に向けて手続きが進んでいるとのこと。引き続き、着実に進めていただきたいと思います。

(2) 次回開催日程について

入江会長：次回の審議会の日程調整ということで事務局からお願いします。

田中次長：次回の日程につきまして、事務局から事前に調整させていただいております。

令和7年1月10日14時からとして、議題は、「山崎台峯緑地 都市緑地基本設計について」の予定でございます。ご出席をよろしくお願いいたします。

入江会長：それでは、次回、第82回については、1月10日の開催として事務局から通知がされるとこといたします。

(3) 当日確認事項の確認

入江会長：それでは次第3、本日の最後になりますが、本日の確認事項を事務局からお願いいたします。

田中次長：議題といたしまして、前回会議録の確認については、会議録を配付しまして、委員の確認をもって了承いただきました。

令和5年度緑政事業実績については、ご審議および報告をいたしまして、審議事項としておりました、計画指標のコメントについては、各委員のご意見を様々ないただきましたので、反映することとし、また、修正案の確定については、会長にお願いしたいと思っております。報告事項の方につきましては、内容について概ね了承いただいたのかなと思いますが、訂正が必要な箇所もありましたので、その点については修正させていただきたいと思っております。その他としまして、(1)植木特別緑地保全地区の指定について、こちらについては事務局から経過などについての報告を行いました。

次回審議会の日程調整については、令和7年1月10日午後2時から鎌倉市役所全員協議会室にて開催することとしておりますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

入江会長：ありがとうございます。本日の確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見ございますか。特にご意見がなければ、本日の確認事項について了承いただけたということにしたいと思います。

それでは本日の緑政審議会については、これにて終了としたいと思います。

田中次長：ありがとうございます。それでは本日はこれで終了とさせていただきます。

以上